議　　　　事　　　　録

第９回定例総会

令和６年４月９日

太田市農業委員会９回定例総会議事録

開会日時	令和６年４月９日（火） 午後２時
閉会日時	令和６年４月９日（火） 午後３時18分
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室（２階）

出席委員（18人）	1長谷川 耕一	2遠藤 弘一	3山田 清作	4長島 佳男
	5太田 安弘	6塚越 仲夫	7原田 和男	8飯塚 茂夫
	10木村 克已	11髙木 勝	12清水 由紀江	13中村 幸江
	14内田 達夫	15小磯 典夫	16石原 康男	17室田 道博
	18永井 幸二	19片亀 昌子		
欠席委員（1人）	9齋藤 森雄			

出席職員（8人）	高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐 町田主任 須永主任 大﨑主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付した事項	議案第１号	農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について（会長）
	議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について （会長）
	議案第３号	農地法第４条の規定による許可申請について （会長）
	議案第４号	農地法第５条の規定による許可申請について （会長）
	議案第５号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について （会長）
報告事項	報告第１号	農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
	報告第２号	農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
	報告第３号	農地法第１８条第６項の規定による通知書について
	報告第４号	農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項　令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について

1　開　　会　　　午後２時

2　開会宣言　　　ただいまから第９回農業委員会定例総会を開会いたします。

3　会期の決定

議　　長　　　それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局　　　本日の定足数については、出席の委員 18 名、欠席の委員１名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議　　長　　　会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委　　員　　　（異議なしの声あり）
議　　長　　　ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4　議事録署名人及び書記の選任

議　　長　　　次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委　　員　　　（異議なしの声あり）
議　　長　　　それでは、19 番　片亀昌子委員　と　１番　長谷川耕一委員　のお二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたらご報告願います。

事 務 局　　　議案書において訂正はございません。

5　議事顛末

議　　長　　それでは、これより議事に入ります。
議案第１号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は２件です。
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局　　提出件数２件について、朗読し詳細に説明する。

１番　大原町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、住宅建築の計画がなく、従前の所有者より、申請地を農地として利用したいとの申し出があったため、当該権利を承継するものです。
２番　大原町の土地について、伊勢崎市の土地と一体で倉庫用地として許可を得ましたが、伊勢崎市側の敷地が拡張することに伴い、事業計画が一部変更となるため、計画変更申請をするものです。
以上２件、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号１番及び２番について、第６地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番 委 員　　1ページの番号1番につきましては、今、事務局からご説明がありましたように、計画を変更する申請でございますけれども、当初、住宅を建築するということで５条許可を取っていたところでありますけれども、住宅を建てる予定がなくなったということで変更申請をし、一般住宅用地を農地に戻すという内容でございます。
また、申請人欄の全部承継者の欄にありますように、備考欄をご覧いただきますと、議案第２号にて、農地法３条の譲受人、申請人として位置づけられているという状況にございます。地区協議会にお諮りしたところ、農地の利用に特に問題はないということでございます。
続けて、1ページの２番でございますが、当該地につきましては、伊勢崎市と太田市にまたがるもので、変更後の利用計画欄をご覧いただきたいと思いますが、総面積39,194㎡で当初計画をして用地交渉等に入ったところなんですが、その下段に、伊勢崎市分の1,054㎡がご了解を得られなかったということで、これを除いた計画、38,140㎡になりますけれども、計画の申請をし、５条の申請をしまして許可を得たと

いう状況になりましたけれども、その後、同意が得られなかった1,054㎡につきましても同意が得られたということで、当初の全体計画面積に合わせて計画を進めたいということの変更の申請でございます。
なお、土地の表示の欄の地積の欄をご覧いただきますと、これが太田市分になっておりまして、7,091㎡でございますけれども、太田市分については変更がないというような状況でございます。
協議会に諮りましたところ、特に問題はないということで結論に至りました。以上です。

議　　長　　ただいま、第6地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員　　1番の関係で、ちょっと教えてもらいたいんですけれども、昭和48年に許可を得て、今まで住宅用地としてきたわけなんですけれども、これを農地に一応変えると。その場合に、住宅用地にしたわけですから、住宅用の税金として今まで払ってきたわけですか。今度は農地になる場合は農地としての税金になるということでよろしいんですか、教えてください。

17番委員　　転用をしても、即、宅地の税金がかからない。というのは、宅地の税金をかける場合には、法務局のほうで現地確認をして、住宅用地ですという前提で価格が設定されますので、これは農地の税金ということでなっていると思います。

18番委員　　そうですか。

17番委員　　はい。

18番委員　　私が今聞いたのは、雑種地を変更する場合はできないと市役所のほうから私は言われたことがあるんですよ。ということは、駐車場を貸しておいて、駐車場を借りなくなっちゃった、その場合に雑種地としてずっと税金を払わなくてはならないと。農地に戻してくれといったら、農地には戻りませんというふうに言われました、それで今、参考までに聞いたんです。後で聞けばいいんだけれども、貴重なあれなので、一応聞いてみました。分かりました。以上です。

事 務 局　　では、事務局から補足説明をさせていただきたいと思うんですけれども、この土地につきましては一般住宅用地で許可を得たんですけれども、その後、全く転用行為等が行われず、農地としての利用がずっとされてきました。ただし、一般住宅用地としての許可を受けた土地ですので、課税としては宅地としての課税がされてきました。今回、現況は農地性が認められて、今後、農地としての利用を取得後していくとい

うことの計画変更の申請となっております。以上です。

議　　長　　いいですか。

18番 委 員　　参考になりました。ありがとうございます。

—　中村委員入室　—

議　　長　　それでは、それ以外のご質問等ございますか。

委　　員　　なし。

議　　長　　ただいま、第６地区協議会より番号１番及び２番について報告がありましたが、それ以上、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号１番及び２番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手　全員）

議　　長　　全員賛成でありますので、番号１番及び２番を承認とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は３件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局　　提出件数３件について、朗読して詳細に説明する。

１番　新田市野井町の土地　畑　993 ㎡、農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

２番　新田市野倉町の土地　畑　7,704 ㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

３番　大原町の土地　畑　333 ㎡、住宅の建築計画がなくなったとのことで、申請地を譲受け、農地として利用したい。

なお、１番から３番について、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議　　長　　事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

それでは、番号１番及び２番について、第５地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番 委 員　　番号１番、２番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに

基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。
番号１番、２番については、経営の安定、規模拡大を目的としており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断しました。いずれの申請も、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま、第５地区協議会より番号１番及び２番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委　　員　　なし。
議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号１番及び２番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　　全員賛成でありますので、番号１番及び２番を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、番号３番について、第６地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番 委 員　　17 番から報告します。
これにつきましては、先ほどの議案第１号の１番に関連して、一般住宅用地を農地に戻した当該地を売買契約し、農地として利用するという内容でございます。
地区協議会においては、農地としての利用に特に問題なく、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可相当という結論でございます。以上です。

議　　長　　ただいま、第６地区協議会より番号３番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委　　員　　なし。
議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号３番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　　全員賛成でありますので、番号３番を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は１件です。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局　　提出件数１件について、朗読して詳細に説明する。

１番　高林南町の土地　934 ㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。
露天資材置場用地として転用するものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号１番について、第１地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

１番 委 員　　１番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
太田市の高林南町に住んでいる●●さんという方ですが、転用目的は露天駐車場用地ということで、申請理由は、電気、造園、土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い資材置場が手狭になったため、申請地を資材置場として利用したいということでございます。
現地を確認したところ、周辺農地には何ら支障もなく、問題もないということで、許可相当といたしました。
再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま、第１地区協議会より番号１番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委　　員　　なし。
議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号１番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　　全員賛成でありますので、番号１番を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は23件です。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局　　提出件数23件について、朗読して詳細に説明する。

１番　古戸町の土地　1,002㎡　外２筆　計3,001㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
農地改良するために一時転用するものです。
２番　細谷町の土地　86㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
露天駐車場用地として転用するものです。
３番　由良町の土地　682㎡、農地区分　第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
４番　龍舞町の土地　495㎡、農地区分　第二種、一般住宅用地として転用するものです。
５番　下小林町の土地　207㎡　外21筆　計10,423㎡、農地区分　第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
６番　下小林町の土地　496㎡、農地区分　第二種、一般住宅用地として転用するものです。
７番　矢場新町の土地　2,955㎡　外４筆　計3,388㎡、農地区分　第二種、有料老人ホーム・老人デイサービスセンター用地として転用するものです。
８番　台之郷町の土地　654㎡、農地区分　第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。
９番　矢場町の土地　393㎡、農地区分　第二種、一般住宅用地として転用するものです。
10番　矢場町の土地　461㎡、農地区分　第二種、一般住宅用地として転用するものです。
11番　東金井町の土地　761㎡、農地区分　第二種、太陽光発電設備

設置用地として転用するものです。
12番　只上町の土地　1,276㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田桐生インターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。
露天資材置場用地として転用するものです。
13番　大島町の土地　412㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
14番　出塚町の土地　315㎡、農地区分　第二種、一般住宅用地として転用するものです。
15番　徳川町の土地　271㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
16番　新田木崎町の土地　476㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
17番　新田中江田町の土地　319㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
18番　新田赤堀町の土地　402㎡、農地区分　第二種、一般住宅用地として転用するものです。
19番　新田小金井町の土地　162㎡　外1筆　計257㎡、農地区分　第

一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
20番　新田小金井町の土地　260㎡　外1筆　計424㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
21番　新田小金井町の土地　254㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
22番　新田小金井町の土地　253㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で集落に接して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
23番　大原町の土地　591㎡、農地区分　第一種、第一種農地は原則不許可となりますが、「既存敷地の２分の１以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
露天資材置場用地として転用するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号１番から３番について、第１地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

１番 委 員　　まず、議案第４号の１番と２番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告いたします。

まず、１番につきまして、転用目的は農地改良でございます。申請理由としまして、土地が低く強い雨の際に浸水し、作物が育たないので嵩上げしたい、そういった申請でございます。現地を調査、確認したところ、周辺農地への支障もなく問題もないので、許可相当というふうに意見決定いたしました。
これにつきましては、事業計画、残土証明、作付の計画書ですか、あるいは営農計画書というような書類が提出されております。何ら問題ないと思いますので、皆さん、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
続きまして、２番につきまして、許可基準チェックリストに基づきまして、結果を報告いたします。
こちらの転用目的は露天駐車場用地ということで、申請理由としましては、介護事業を営んでおり、隣接地で新築した施設の敷地が狭いため、申請地を取得し、駐車場として利用したいといった申請でございます。現地を調査、確認したところ、周辺農地には何の支障もなく問題もないので、許可相当ということにいたしました。
再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上、１番と２番です。

７番 委 員　　続いて、番号３番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。
この場所は、相続した土地を調査したところ、土木建築業を営んでいる法人に資材置場として貸している土地が農地法の許可を得ていないことが判明したため、是正したいということでした。
それで現地を確認したところ、周辺の農地に支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま、第１地区協議会より番号１番から３番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

５番 委 員　　事務局にちょっと確認したいんですけれども、１番の改良の問題なんだけれども、うちのほうにも前回あったんだけれども、改良しましたと。ただ、現地を見たら、耕作できるような土が入っていないので、そのまま保留されて、もう20何年たっているんですけれども、この許可後、要するに事務局サイドは、再度、これを調査して検討するんですか、

それを確認したいんです。

事　務　局　　お答えいたします。農地改良は一時転用になりまして、農地改良した後は、もちろん事務局で現地を確認して、農地になっていることを確認することにはなっています。

５番 委 員　　分かりました。

18 番 委 員　　関連ですけれども、現地を見て確認したということだけれども、これは一時転用の農地改良をするときに土の分析をしますよね。うちはやったんですから。私は、農業委員会でちゃんとやったんです。やる前の写真と、それで土を、●●●●が入れたんですよ。そうしたら、安いものはただでもあるというんだよ。石ころが入っていて、まあまあ、幾らか砂利が入っていて、ちょっとお金を出していただく。本当に農地にする場合は山の土なりを持ってきて、分析をして、分析結果を出すんですよ。説明がなかったですけれども、そういう書類は出ているんですか。

事　務　局　　お答えいたします。残土についてなんですけれども、細かい成分の結果というのは出していただいてはいないんですけれども、その残土がどこで発生した残土で、どこに今ストックしてあるというようなところまでは確認しております。

また、今回、施工方法なんですけれども、表土を 30 ㎝剥ぎ取り、そこに建設残土を入れて、剝ぎ取った表土をかぶせるというところになるので、耕作する場所については、もともとそこにある農地の土を使うことになっています。以上です。

５番 委 員　　それは表土 30 ㎝ではなくて、何㎝改善するのだか知らないけれども、30 ㎝まくった段階で、多分３年ぐらいは耕作できないよね。機械がつっぺるよね。そうでしょう。そのほかに改善するということは、どのくらい盛土するのか知らないけれども、盛土プラス 30 ㎝になるわけだから、その辺はどうなの、それは改善ではないんです。だって、それでは入れないじゃん。今現状のものからプラス、要するに 20 ㎝でも、30 ㎝でもやるのなら、基盤ができているから構わないけれども、表土をまくった段階で、耕盤を切っちゃうから、多分、耕作できない。だから、農地としてやれない期間を認めるかどうか。ましてや、これは畑ではなくて田んぼだから、畑ならまだ雨が降らないくらい入るだろうけれども、水田の場合には耕盤がまくった段階で、水を入れた段階でそこまで下がるからね、幾ら転圧しても。だから、その辺をどういうふうに考えているのか。

だから、うちの方もそうなんだけれども、そういうふうにした段階で

入れなかったので、機械がつっぺっちゃうので、そのまま放置されているのが現状。だから、問題は、その改良をどういうふうに考えているのか。基本的には農地の改良だから、基本的に農地として戻すわけだから、要するに、やった段階から耕作ができないのはどうなのかなと。だから、そういうのを含めた中で、さっき俺が質疑したのは、そこには全体的なものを見て、要するに事務局がどこまで判断をして、現地を見るのか。

事　務　局　　今、前回指摘があった件につきまして、これまでも農地改良を受けていまして、今後については、担当から説明があったとおり、表土を剥いで、そこに土を入れてから、また表土を戻すというようなものも今まで幾つかありました。そういったところについても、改良が終わった後には現地確認、それから、その後の営農の状況等を確認していますけれども、今指摘があったとおり、何年か耕作できないというようなところは確認はできていないです。改良後、農地としての営農が行われているのを事務局では確認しておりますので、特段問題はないというふうに考えております。以上です。

５番 委 員　　要するに、盛る量ですね。だから、多分、今までやったのがそんなに改善していないで、改良、深さだとか、それは分からないけれども、今回がどのくらいやるのか分からない。だけれども、30 ㎝まくった、プラス、盛土でするわけだから、そういうものをやっぱり含めた中で、やれるのか、やれないのか判断してもらわないと、ちょっとまずい部分がある。極端なことを言うと、それをもし１年できないとすれば、基本的には遊休農地だよね、耕作できないんだから。それが改善できるか、できないか。当然、機械が入れないから、これだけの面積があるわけだから、手作業でやれるのか、やれないのか、表層を１年間。だから、それを含めた中で検討してもらわないと、うちのものと同じような状態ができちゃうと、今現状、どうにもならなくなってしまう。

事　務　局　　作付に関しましては、一応上がっているのが、サンショウ、春キャベツ、ネギ等を耕作する予定となっております。

５番 委 員　　田んぼに野菜を作るということ？　それを説明してもらわないと。水田だから、当然、稲を作ると我々は思っている。申し訳ないんだけれども、だから、機械が入れないと今判断したわけです。だから、今言ったように、それが水田に戻るまで野菜を作るというのならまた話が変わるわけで、その説明はなかったよ。あくまでも田んぼだから、水田に稲を作るという話で、申し訳ないけれども、今質疑をしていたわけです。だから、当然機械は入れないと判断したわけです。それならそれで、作

物が変われば当然できるわけだから。いずれにしても、そういう説明ではなかったので、ちょっと話をしたのであって、表土が 30 ㎝あれば、畑作で、ネギはちょっと厳しいだろうけれども、その他のものは作れる可能性は当然あるだろうから、それなら取りあえずは納得できます。ただ、水田ということになると、今言ったように、機械は多分無理だろうと。その判断の中で今、質疑をさせてもらったんです。

事　務　局　　申し訳ありません。作付作物についての説明が事務局でも漏れておりました。

太田市の事例としまして、これまでもたびたび農地改良が出ていますけれども、田を嵩上げする場合については、改良後は畑地としての利用ということで、従前どおり、田としての利用を目的とした農地改良というのは、今まで太田市では例がありませんので。

議　　　長　　それ以外にご質問等はございますか。

委　　　員　　なし。

議　　　長　　案件説明、つまり、詳細に欠けた点は気をつけます。今後、これ以外、何件かずっと続きますが、極力丁寧な説明をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号１番から３番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手　全員）

議　　　長　　全員賛成でありますので、番号１番から３番を許可とすることに決定いたします。

議　　　長　　続いて、番号４番から 12 番について、第２地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

２番 委 員　　第２地区協議会において、問題なしとなりました。申請理由は、４番と６番は、借家に住んでおって、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということであります。これも現地を確認したところ、問題ありませんでした。

５番は、●●●のところであります。●●●●●●の西側に新しく店舗を建てたため、そこのところが駐車場であったため、駐車場を潰して新しい店舗を造ったため、駐車場がなくなったということで、●●●●の隣接地のところに空き地がありまして、そこのところを露天駐車場として賃貸で借り受けるものでございます。駐車場は 500 台分であります。これも現地を確認したところ、周辺農地に支障はなく問題

ない、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

13 番 委 員　7番から 10 番について、調査及び現地確認をした結果を報告します。
番号７番は、譲受人は介護事業を営んでおり、申請地を取得して、有料老人ホーム、老人デイサービスセンターを新築したいとのこと。
番号８番は、譲受人は解体業を営んでおり、事業拡大に伴い資材置場が手狭になったので、申請地を取得して資材置場にして利用したい。
番号９番、10 番は、譲渡人は同じで、譲受人はそれぞれ申請地を取得して、一般住宅を新築したいとのこと。現地を確認したところ、周りが住宅で、農地への支障もないと思いますので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

３番 委 員　11 番を報告します。
周辺は金山の丘陵地の斜面のところで、耕作放棄地が多く、太陽光発電設備を新設するものです。
現地調査をしたところ、周辺は耕作放棄地なので、農業に影響ないので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いします。以上です。

18 番 委 員　12 番を 18 番より説明いたします。
転用目的は、露天資材置場用地ということで出ております。申請の関係につきましての周囲状況は、北は住宅が１軒ありまして、東はモータープールの予定地となっております。南側は太陽光発電が設置されて、西はインターチェンジに近く、公道となっており、営農条件には支障ありません。許可基準から見た判断は、全て問題ありません。
申請者から、特に確認を要する場合の事項を一応地区協議会で連絡しておきましたけれども、申請地が資材置場で、北側に住宅が建っておりまして、その住宅の方から、現地確認のときに、利用目的をはっきり説明をしましたかと言ったら、していませんと、心配だということで、事務局のほうには、地区協議会で連絡先をつないでおきました。
総合的な判断では、北側の住宅の方には迷惑をかけないように留意するということで、地区協議会においては許可相当と決定したので、再度ご協議をお願いいたします。以上です。

議　　長　ただいま、第２地区協議会より番号４番から 12 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委　　員　なし。

議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号４番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）

議　　長　　全員賛成でありますので、番号４番から12番を許可とすることに決定いたします。
別に問題はないんですけれども、実は今の12番との関係でも、転用後の条件をどうつけるかというのは、若干規則等の改正がありますので、この機会に事務局からご説明をさせていただきます。

事 務 局　　これまで許可条件の一つとしまして、許可の日から３か月後、その後、１年ごとに完了するまでの間、進捗状況報告と完了後の完了報告を提出することというような条件を付しておりましたけれども、４月１日からさらに許可条件が追加となりまして、露天資材置場、駐車場等につきましては、完了報告のあった日から３年間、半年ごとに進捗状況を報告することの条件を付することとなりましたので、ご報告いたします。

議　　長　　よろしいですか。
（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、特段なければ、次に参ります。

議　　長　　番号13について、第３地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

５番 委 員　　番号13番について報告します。
地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果、譲受人は貸家に住んでおり、申請地を取得し、住宅を建築するものです。
現地を確認したところ、前回、申請のあった隣で、周辺は農地で問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　ただいま、第３地区協議会より番号13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委　　員　　なし。

議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）

議　　長　　全員賛成でありますので、番号13番を許可とすることに決定いたしま

す。

議　　長　　続いて、番号14番及び15番について、第４地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番 委 員　　14番、15番ともに一般住宅を建設の予定で、当協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
現地を確認したところ、何の支障もなく、問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度のご審議、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま、第４地区協議会より番号14番及び15番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委　　員　　なし。
議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号14番及び15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　　全員賛成でありますので、番号14番及び15番を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、番号16番から22番について、第５地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番 委 員　　第５地区の15番委員がご報告を申し上げます。
16番、17番、18番ともにおおむね似通った申請理由でありまして、３件とも周辺の農地には影響がなく、申請理由としても許可条件に沿っていましたので、許可相当と認めました。
第５地区での意見は許可相当となりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
10番 委 員　　番号19番から22番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　　ただいま、第５地区協議会より番号16番から22番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委　　員　　　なし。
議　　長　　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号16番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　　　全員賛成でありますので、番号16番から22番を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　　続いて、番号23番について、第６地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番 委 員　　23番について報告いたします。
第６地区において、チェックリストに基づき調査した結果は、造園業を営んでおり、資材置場用地として利用するため、使用貸借をするものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　　ただいま、第６地区協議会より番号23番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委　　員　　　なし。
議　　長　　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　　　全員賛成でありますので、番号23番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分につきましては、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告いたします。

議　　長　　　続いて、議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を群馬県農業公社に要請することについて、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、説明をお願いします。

農業政策課　それでは、お手元の資料、農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。
そうしましたら、中を確認していただきまして、今回の設定は農地中間管理機構を通しているものでありまして、現在、群馬県農業公社が借り受け、中間保有となっている筆の貸付けである再分配の利用権設定が１筆、面積が 1,294 ㎡であり、農地の借り手のみが変更となる利用権移転が５筆、面積が 4,250 ㎡でございました。また、添付書類の農用地利用集積等促進計画（案）に係るチェックリストにつきましては、記載のとおりでございます。
最後になりましたが、県の認可公告日及び権利設定日は令和６年５月 20 日でございます。
以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま担当より説明がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
委　　員　なし。
議　　長　ご意見、ご質問等もないようですので、農用地利用集積等促進計画（案）のとおり決定し、群馬県農業公社に要請することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）
議　　長　全員賛成でありますので、そのように決定し、群馬県農業公社に要請いたします。

議　　長　以上で審議は終了いたしました。
続いて、報告第１号から第４号について、事務局よりお願いします。

事 務 局　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について、12 ページに記載のとおり、３件提出されております。
報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について、13 ページから 19 ページに記載のとおり、32 件提出されております。
報告第３号　農地法第 18 条第６項の規定による通知書について、20 ページから 25 ページに記載のとおり、29 件提出されております。

報告第４号　農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出について、26 ページから 30 ページまで記載のとおり、12 件提出されております。以上、報告させていただきます。

議　　長　　報告第１号から第４号につきまして、ご質問等ございますか。
私のほうからちょっとお聞きしたいんですけれども、ページ数、16 ページの９番と 10 番なんですが、これは届出ですから申請とちょっと違って、聞きにくい話なので、もし知らなければそれで結構ですが、９番と 10 番というのは社長さんが同じでして、住所も同じと。それで９番については、相当数を●●●●でやっており、この１か所だけ、●●●●●●●●としているんですけれども、届出のときに何か話はありましたか。届出の話ですから、なければないでいいんです。

事 務 局　　特段ありませんでした。

議　　長　　ありがとうございます。
ご質問もないようですので、続いて、協議事項、令和６年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり公表したいので、決定を求めます。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局　　また別紙になります。封筒の中に、令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）の公表についてという３枚の用紙になります。こちらがお手元にあるでしょうか。
それでは、中の説明をさせていただきます。こちらは農業委員会等に関する法律第 37 条において、最適化活動の目標の設定等を策定し、公表する必要があるために、今回この案を作成させていただきました。
前年度と変更になっている箇所を中心にご説明させていただきます。
まず初めに、このかがみをめくっていただいて、Ⅰ農業委員会の状況（令和６年４月１日現在）の変更点については、令和５年７月 20 日に改選が行われたため、１の農業委員会の現在の体制の中の任命・委嘱年月日が令和５年７月 20 日になります。任期満了年月日につきましては令和８年７月 19 日に変更となるということになります。
次に、農業委員数の認定農業者実数が 14 人だったのが今回は 11 名へ変更となっておりまして、女性の実数も４名から３名へ変更となっております。
次に、２、農家・農地等の概要ですが、認定農業者数が前年が 386 経営体に対しまして、今年度は 382 経営体と４経営体の減少となっている

という状況です。また、基本構想水準到達者につきましても、前年が505経営体でしたけれども、今回につきましては462経営体となっており、43経営体が減少となっております。認定新規就農者についても、前回より14経営体減しておりまして４経営体と、いずれも全て減少となっているという状況です。
また、その下の耕地面積につきましては、前年度より田が50ha減少していまして2,330ha、畑が60ha減少の3,330haと減少している、トータルで5,670haとなっております。この数字は群馬県から報告のあった数字で、耕地及び作付面積統計による数字となっております。
次に、Ⅱ最適化活動の目標の中の１、耕地最適化活動の成果目標の⑴農地の集約の下、現状及び課題の管内の農地面積ですけれども、先ほどの耕地面積5,670haとなっております。これまでの集積面積につきましては、前年度より18haほど増加しております。3,723haとなっておりまして、微増となっているということです。集積率については、前回が64.3%だったんですけれども、今回、65.7%と1.4ポイントの増となっているということになります。また、課題としましては、農業従事者の減少や高齢化、担い手不足などが要因となりまして、集積率の鈍化が懸念されている。集約された農地の継続的な活用や集積できる人材の確保などが喫緊の課題でありまして、まずは拡大意向の農業者や法人などに集積を推進することが必要ではないかということで記載させていただいております。
それでは、次のページになります。②目標は、太田市基本構想に伴い、令和12年度で85%の集積率を目指すということになっております。それに伴った段階的な集積率が目標となっているという状況です。
⑵遊休農地の解消、①現状及び課題ですけれども、現在、遊休農地の緑区分、黄色区分を合わせて約86haの遊休農地が市内で判明しておるという状況です。前年度より約33ha増えているという状況です。緑区分が約28ha、黄色区分が約５haの増となっております。遊休農地の増加が顕著に現れている状況であるということです。
次に、課題については、農業従事者の高齢化や担い手不足などによりまして遊休農地が増加している。今後、優良農地の確保と保全に努めながら、遊休農地の所有者などと農業従事者とのマッチングにより、農地の有効利用に取り組むことが重要ではないかと考え、記載させていただいております。
次に、②目標のア、既存遊休農地の解消についての下、緑区分の遊休農地の解消です。こちらは令和３年度の利用状況調査における緑区分の

遊休農地面積が 19ha で、その５分の１の約４ha を解消目標としております。
次に、ｂ黄色区分の遊休農地の解消については、令和３年度の利用状況調査における黄色区分の遊休農地面積 26ha となっておりますが、解消工程については、工程表の様式等が示されていないので、今後、そういったものが示されてから対応を考えているという状況です。また、イ、新規発生遊休農地の解消については、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積となっておりまして、前年度に新規で発生した遊休農地約６ha を全て解消する目標になっておるという状況です。
次に、⑶新規参入の促進、①現状及び課題については記載のとおりとなっておりまして、令和５年度の新規参入者は３経営体でした。課題につきましては、農業関係機関、市とか農協等と連携しまして、就農に意欲のある若者の情報や新規就農者への農地のあっせん等のサポート体制の構築が必要ではないかと考えております。また、②目標につきましては、令和２年度から４年度の数字となっておりまして、平均の 10 分の１が公表目標となっているという状況です。
最後に、次のページになります。２、最適化活動の活動目標の⑴推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、前年度と同様のペースで月６日の活動を目標としております。⑵活動強化月間の設定目標も前年度と同様で、農地パトロールと利用意向調査を実施することとしておるという状況です。⑶新規参入相談会への参加目標については、昨年度は地域計画の関係等で実施できませんでしたけれども、一昨年度に実施しました農地貸し借り相談会の実績に準じた目標としております。
なお、農協の組織機構の改編があるようですので、今後、農協の動きを見ながら、ここについては進めていきたいと思っております。
また、地区協議会でご質問のありました地域計画が集積率にどのように影響を及ぼすかということなんですけれども、地域計画では１筆１筆の耕作者を決めていくものですので、それに基づく計画が実行されれば、集積率も上がっていくのではないかと思われます。現在、策定に向けた話合いを行っておりますので、不透明な部分が多いんですけれども、今後の策定を見守っていきたいと思っております。
説明は以上でございます。よろしくご協議のほど、お願いします。

議　　長　　ただいま事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員　今も説明がありましたけれども、これは②の既存遊休農地の解消という場所がありますけれども、実は地区協議会でやっぱり●●さんがこれを説明してくれまして、今日、再度細かく聞けたんですけれども、大事な点が１つ抜けているのではないかなと思いまして、この間、●●さんは、ちゃんと勉強をしているなと思ったんですけれども、遊休農地への営農型太陽光を設置した場合は、今まで収量を報告する義務があったんですけれども、この場合は収量の報告はしなくてよいというふうなことで一応話を聞きまして、私が調べましたら、そのような方向になっているんだよな。そういうことなので、これはつなげていいんだよね、これは議長からつなぎがなかったんですけれども、遊休農地等の解消の中で、営農型太陽光の場合は収量報告は要らないですよというようなことになりましたよと、そういうことでよろしいんですよね。

事務局　では、事務局から説明させていただきます。

今、18番委員から指摘がありました件につきましては、遊休農地を解消して、営農型太陽光を設置した場合には、通常、営農型太陽光発電施設につきましては単収要件８割というのがありましたけれども、遊休農地に限っては、その単収要件が必要ないということではありましたが、この４月１日より運用が変わりまして、仮に遊休農地を解消して、設置した場合でも、次に更新する場合には遊休農地ではなくなっていますので、単収要件は通常の農地と同様に必要になってくるというような改正が行われております。

18番委員　では、１回目はいいんだね。３年間はいいわけだ。

事務局　そうです。

18番委員　その辺はよく周知徹底しないと、我々、農業委員さんが見た場合に、知識として承知して、分かりました、そういうことね。●●さんの説明は、３年以内とは言わなかった。●●さん、いるかな？

それは地区協議会で言わなかったよね。俺は聞いているんだ、メモをしているんだから、だから、これはちゃんとしておかないと、私はいろいろ調べましたら、そういう方向だということは聞いたんだけれども、今その話を聞いて、１回目の３年間は報告しなくたっていいということね。

事務局　報告は毎年２月末で、そちらは今回も求めますけれども、そういう中で単収要件を満たす必要はないということです。

18番委員　分かりました。一応そういうことで、知識を得なくては駄目だということで、質問しました。以上です。

５番 委 員　　今のでいくと、ちょっと疑問なんだけれども、遊休農地を解消するのは、要するに営農型の販売のその後は３年間、いいという解釈をしていいのかな？

俺はそういうふうに解釈したんだけれども、ただ、遊休農地を改善しようが、普通の農地を太陽光にしようが、基本的には農地だと思うんですよ。そういうことでしょう。ということは、販売目的が要するに営農型太陽光なのであって、遊休農地だからといって３年間猶予するというのはちょっと疑問があるんだけれども、要するにそれを改善するに当たって農業委員会とか行政のほうで補助するのは構わないんだけれども、目的に関しては、やはり営農型太陽光となると販売が目的だから、その分はちょっと疑問で、どうなのかなと。

事 務 局　　すみません、事務局のほうの説明がちょっと足りなかったのかもしれませんが、遊休農地を解消して設置した場合であっても、あくまでも単収要件を満たす必要がないというだけであって、営農が前提になりますので、下部での営農、作付はしていただくということになります。

５番 委 員　　ということは、単収基準が緩和されるという解釈でいいわけね。いずれにしても、販売が目的でやる、基本は変わらないということね、そういう判断でいいの。

事 務 局　　そうです。必ずしも販売、自家消費というのも認められないものではないんですけれども、あくまでも営農が前提になります。ただ、要件の一つの単収要件が免除されるというものです。

５番 委 員　　それは分かりました。

今ちょっと言ったけれども、自家消費でもいいというのは、俺は前回も質問したんだけれども、自家消費は違うと思うんだよ。だから、そういうことが出されると、では、結局、つくっていて、自家消費すれば営農型太陽光はいいんだと判断されると、ちょっと目的が違うような気がします。

だから、前にも言ったことがあるんだけれども、あくまでも販売が目的という文書がもともとあるわけだから、自家消費はどうなのかなと。そういう意見が出されると、極端な話、みんな該当しちゃうよ。販売が目的ではないから、営農型太陽光が。その辺がどうなのかとちょっと思うんだけれども、ただ、今は遊休農地の絡みだから、その免除というのではないけれども、あくまでも耕作して、要するに緩和というのではないけれども、そういう状況になってもいいと、それは協力してもらうことだから、行政のほうでその判断は構わないんだけれども、ただ、目的はあくまでも、営農型太陽光であれば、遊休農地であろうが、

一般の農地であろうが、その方針は曲げないほうがいいような気がするんだけれども。

18番 委 員　今の自家消費でもいいというのは、農林水産省のほうからそういう話があったの？

事 務 局　この４月に取扱いが変わりまして、今までは営農状況報告ということで、収量について報告を求めていましたけれども、今後は収量のみではなくて、収支報告も含めて報告をいただくことになりましたので、今、５番委員が指摘のとおり、営農、販売というのが主にはなってくるというふうに考えております。

５番 委 員　だから、やっぱりそういうところの部分ははっきり統一してもらわないと、今言ったように、自家消費でもいいということが出ちゃうと、では、極端な話、誰でもつくれることになっちゃうわけだから、やっぱりそういう部分ははっきりさせてもらわないと疑問点が出るから。以上です。

17番 委 員　表題の目標の設定等（案）ということについての造詣が深くないので、ご質問をしたいんですが、例えば裏ページに遊休農地の解消とあります。②目標のア、解消が19ha、４ha とか、ｂの黄色い部分があるとかありますが、目標がこれでいいのか、悪いのか、はっきりと私はよく分かりません。しかし、どうしてこういうものを解消としているのかというのは、どこかに書くんでしょうか。それとも、目標を設定しっ放しなんでしょうか。それとか、今の遊休農地と、太陽光への転換が重要な遊休農地解消のテーマだったら少し残念ですよね。それも必要なんでしょうけれども、ただ、農地を農地として使っていただくようにというか、そういうふうなアクションプログラムなり何かないと、目標は設定しました、いいですか、はい、頑張りましたというだけで、何をどう頑張るかが分かりませんよね。そういうのはほかに違う部門であるんでしょうか。

事 務 局　これからなんですが、また前回の目標に対しての点検評価というのを今後、６月ぐらいですか、また総会のほうでお示しさせていただきたいと思っております。なので、毎年目標を立てまして、その後に翌年に点検評価をして、それを皆さんに報告するという形で皆さんにお示しさせている状況でございます。

プロセスについては、やはり指針等でお示しさせていただいておりますとおり、最適化活動の状況というんですか、活動の内容というのは、そちらの指針に、前回、皆さんにお示しさせていただいたとおりで、実行していくという形の中での目標を達成している、点検をするという

形になります。よろしくお願いします。

17番 委 員　話がよく分からないのは、誰がどういうことをやるかという具体的な問題ですよね。この目標に対してこういう結果にしたというのは、それは調べれば分かる話なので、それも大切なんでしょうけれども、最も重要なのは、こういう目標に向かって、誰がどういうふうにしていくんだというようなプログラム、そういうものがなければ、今日もこれをこう示しました、あっ、そうですか、頑張りましょう、誰がどう頑張るか分からないですよね。

それで、６月に結果を報告されるという話で、いいことなんでしょうけれども、そこら辺をきっちりと。別に農業委員会の人たちがやるとは思いません。ほかの農政部の方もいっぱいいるでしょうから、そういう人たちとの計画というのは、せっかくこんなにいい目標をつくったんですものね。そう思いました。以上です。

事 務 局　先ほどお示ししたのは、言葉足らずで申し訳ないんですが、指針等につきましては、推進委員をメインとした活動内容という状況です。それに伴って、農業委員さんも連携をしながら、そういった最適化活動、いわゆる遊休農地の解消ですとか、担い手の問題ですとか、そういった地域参入の形ですか、そういった形をその指針のほうで、例えば農地パトロール、先ほどもこちらの目標に書かせていただいておりますけれども、農地パトロールの実施、利用意向調査の結果に基づいた遊休農地の解消等々をしていくというようなものになってくるかと思いますので、そういった活動をしながら、この定めた目標に皆さんで向かっていきましょうという形になります。よろしくお願いします。

17番 委 員　本当にくどいようで申し訳ありません。推進委員さんの活動も大切です。私はそういうことを言っているのではなくて、それも大切なんです。柱はそれでもいいんですが、太田市の農政部というのは農業委員会だけではないですよね。場合によっては、経済部みたいなものがあるか分かりませんが、そういうトータル的なことでなければ、農業の解決なんてできないんじゃないですか。農業委員会で頑張りましたといったって、それは頑張るのはいいんですけれども、そういうことを私は、農村整備課というのがあるんでしたか、農業政策課、そういう方々と一体となって、農業をどういうふうに方向づけるんだという目標を設定しなければ、そういう人たちが何をやるんですかということが言いたかったので、別に推進委員さんに頑張ってもらうのはとてもありがたい話なのでということです。

事 務 局　今まさに行っている地域計画についても、農業政策課、農業委員会が

連携をしながら、現在、進めているところでございます。
そういった形で、今回のものは農業委員会の活動目標だったんですが、それ以外の全体の話となると、やはり今後そういった計画なりを立てるときには農業委員会も関わっていくという状況が出てくると思いますので、農業政策課と連携を取りながら、今後もよりよい農業を目指すような形で、具体的にどういうことかと言われると、ちょっと分からない部分はあるんですけれども、連携をしながらやっていっているというのは確かですので、そちらのほうのご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

18番 委 員　議長、一言言わせてください。今、17番委員が言ったことは大変重要なことで、これは毎年出しているんですけれども、17番委員が言うのは、関係機関がいろいろ持ち場持ち場で、農協も当然あります。県もあります。例えば下の農業政策課、そういう関係機関の連携の中で、こういうものを通して出しているのか、その辺が非常に大事だよというようなことを言っているのではないかなと思って、私も今聞いていて、非常に重要なことなんだなと。そのような総合体制ですね、そういう総合体制の中で協議して、その結果が本日の農業委員会で報告しているのかどうか、その辺も非常に重要なことなので、17番委員が言っているのは、そういう機関と連携をして、どういうふうに取り組んできたのか、あるいは取り組んでいくんだとか、そういうのが大事なのではないかということで私は捉えたので、いいですか。そのとおりで、今なるほどなと思いまして、以上です。

事 務 局　説明させていただきます。当然、この農業委員会というのは行政委員会であって、政策提言を農政部、つまり、農業に携わる方たちに提言する組織でもございます。今回、提出していただいていたものを農業政策課や農村整備課といった農政部、そして、ＪＡであったりとか関係する機関、当然、県とかにも働きかけまして、場合によっては予算措置、または人的措置、いろんなものを駆使してこれを解消していくという形で一丸となってやっていくための指針、これを出すところというのは農業委員会しかないんですね。ほかでは、これは出さないんです。
ですから、それを出すことによって、農業委員さんや最適化推進委員さんも、その目標に向かって邁進していただくのは当然のことなんですが、それは我々事務局もそうです。それを政策提言することによって一つでも解消できる、何かつながっているということを継続していく、伝えていくための指針だということでございますので、ぜひ今後、農政部、そして県にも、あとＪＡ等の機関にも、こちらを政策提言させ

ていただきまして、予算、また施策に反映させていただくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ご趣旨はごもっともでありますので、ぜひ引き続き努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
それでは、事務局より提案がありましたが、それ以外のご意見等ございますか。

委　　員　　なし。

議　　長　　ご意見、ご質問等がなければ、採決いたします。
事務局の提案のとおり、令和６年度最適化活動の目標の設定等について賛成の方の挙手を求めます。
（挙手　全員）

議　　長　　全員賛成でありますので、令和６年度最適化活動の目標の設定等について原案のとおり決定し、公表いたします。
以上で第９回定例総会を終了いたします。

閉　会　　令和６年４月９日（火）　午後３時18分